

公的施設等拠点施設に係る緊急除染実施業務等の公示について（お知らせ）

平成24年1月27日
環境省福島環境再生事務所

今後の本格的な除染を進めるに当たり、除染活動の拠点となる施設（役場、公民館等）、除染を行う地域にアクセスする道路や除染に必要な水等を供給するインフラ施設を対象とした先行的な除染を実施することが必要であることから、これらの施設について先行的な除染を進めることとしております。この方針を踏まえ、本日、まず以下の2業務について公示しました。

- ・平成23年度富岡町公的施設等拠点施設に係る緊急除染実施業務
 - ・平成23年度檜葉町公的施設等拠点施設に係る緊急除染実施業務
- また、除染関係として、昨日、以下の業務について公募しました。
- ・平成23年度常磐道除染モデル事業

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14744>

上記のうち檜葉町と富岡町における除染業務では、地域の実情の精通度を高く評価することとしていることや、拠点・インフラ施設の除染に係る公示は今回が初めてであることから、関係事業者のみなさまに幅広くお知らせします。

今後の公示については、

- ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/>
- ・環境省メールマガジン <http://www.env.go.jp/webnews/>
- ・福島環境再生事務所ホームページ

<http://tohoku.env.go.jp/fukushima/topics.html>

をご覧ください。

上記3業務の参加資格として、「平成22・23・24年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、企画提案書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。」が含まれております。

全省庁統一資格の取得には2週間程度の期間が必要ですので、参加を希望し、全省庁統一資格をお持ちでない事業者のみなさまは「統一資格審査申請・調達情報検索サイト

（URL：<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）」をご確認の上、お早めに申請いただくようお願いします。

なお、上記のうち檜葉町と富岡町における除染業務についての企画競争説明会は福島環境再生事務所で開催する予定であり、開催日は2月6日（月）を予定しています（企画提案書等の提出期限は2月16日（木）17時です）。

以上